

いよいよ6月から 税源移譲によって 住民税が変わります

～身近でよりよい行政サービスを目指して～

平成19年から、国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲が始まり、私たちの納税額が変わっています。多くの人は、既に、平成19年1月から所得税が減っていますが、その代わりに、平成19年6月から住民税が増えます。税源移譲は、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、所得税と住民税を合わせた1年間の税負担は基本的には変わりません。税源移譲にご理解をお願いします。

所得税 ▶ 平成19年1月から 税率が変わりました。
住民税 ▶ 平成19年6月から

税源移譲のポイント

- ほとんどの人は、1月から所得税が減り、6月から住民税が増えます。
- 所得税と住民税を合わせた税負担額は税源移譲の前後で変わりません(ただし、平成19年からの定率減税廃止等に伴う負担の増加があります)
- 地方分権・三位一体改革の一環として行われるもので、税源移譲によって、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。

所得税

平成19年1月から適用

4段階の税率を、6段階に細分化

(所得税と住民税を合わせた税負担が変わらないよう制度設計)

住民税

6月から適用

3段階の税率から、一律10%に(県民税4%、市町民税6%)

●モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)

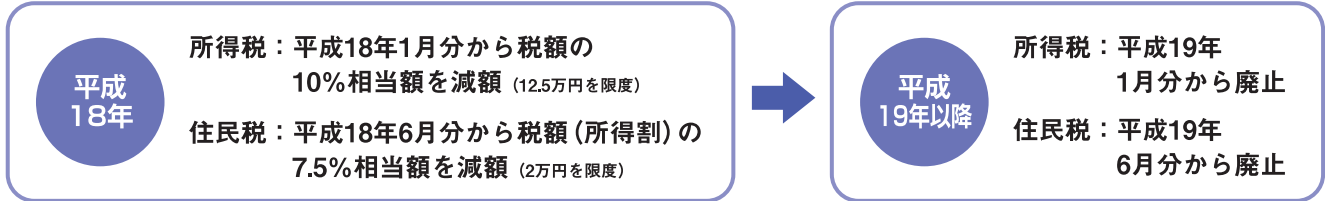
	給与収入 (所得)	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担 増減額
		所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
独身者の場合	300万円 (192万円)	124,000円	68,500円	192,500円	→	62,000円	130,500円	192,500円	=	0円
	500万円 (346万円)	258,000円	167,000円	425,000円		160,500円	264,500円	425,000円		0円
	700万円 (510万円)	474,000円	311,000円	785,000円		376,500円	408,500円	785,000円		0円
夫婦+子供2人の場合	300万円 (192万円)	0円	13,000円	13,000円	→	0円	13,000円	13,000円	=	0円
	500万円 (346万円)	119,000円	80,000円	199,000円		59,500円	139,500円	199,000円		0円
	700万円 (510万円)	263,000円	200,000円	463,000円		165,500円	297,500円	463,000円		0円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。※夫婦+子供2人の場合、配偶者と子供2人が被扶養者で、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご注意ください。(詳しくは左のページ)

定率減税が廃止されました

景気対策として導入された、暫定的な税負担の軽減措置である定率減税は、最近の経済状況を踏まえて、平成19年から廃止されました。



●モデルケース 夫婦+子供2人 給与収入500万円(所得346万円) 年額の場合

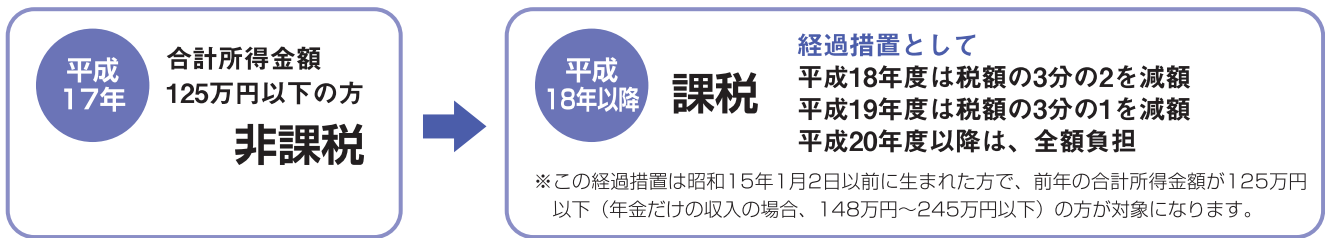
	平成18年		平成19年
住民税	所得割 76,000円 定率減税 △5,700円 均等割 4,000円	➔	住民税 所得割 135,500円 均等割 4,000円
所得税	119,000円 定率減税 △11,900円		所得税 59,500円
合計	181,400円		199,000円

定率減税の廃止により17,600円の増となっています。

※右のページのモデルケースと同じ条件で計算しています。

65歳以上の人の住民税非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

昭和15年1月2日以前に生まれた方で、平成18年中の所得が125万円以下の方は、平成19年度の住民税額の3分の1が控除されます。(平成20年度以降、この措置は廃止)これは、65歳以上の人の住民税非課税措置が、平成18年度から廃止されたことで、急激な税負担を緩和するための経過措置で、住民税のみの措置となっています。



●モデルケース 70歳独身 年金収入200万円(年額)

	平成17年	平成18年度	平成19年度	平成20年度
住民税	均等割	4,000円	4,000円	4,000円
	所得割	税額 19,900円 定率減税 △1,500円 経過措置 (3分の2減額) △12,267円	税額 19,900円 △1,500円 (3分の2減額) △12,267円	税額 37,300円 (3分の1減額) △12,434円
所得税	税額	34,800円	34,800円	17,400円
	定率減税	△6,960円	△3,480円	<廃止>
合計(税額)	27,840円	38,753円	44,866円	58,700円
	27,800円	38,700円	44,800円	58,700円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。